

横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱

制 定 平成30年10月3日建建防第2284号（副市長決裁）

最近改正 令和5年3月28日建建防第4093号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、地震等の発生時に倒壊し、通行を妨げ、又は人に危害を及ぼすおそれのある横浜市内にあるブロック塀等を除却し、軽量なフェンス等に改善させることにより、災害を防止し、及び安全の確保を図ることを目的として、ブロック塀等の所有者等が行う工事に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 横浜市ブロック塀等改善事業補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 横浜市防災計画に位置付けられた避難場所等に通ずる以下に掲げる道路等

ア 道路法（昭和27年法律第180号）による道路

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路及び同法第43条第2項に基づく空地

ウ その他これらに類するもので市長が認めるもの

(2) ブロック塀等 道路等に面し、地震時に倒壊し、通行を妨げ、又は人に危害を及ぼすおそれのあるコンクリートブロック塀、コンクリート製の塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀をいう。

(3) 軽量なフェンス等 ネットフェンス、アルミフェンス等のフェンス類その他これらに類する塀と同等の機能を有するもの及び生垣をいう。

(4) 所有者等 ブロック塀等を所有している者又はブロック塀等を管理している者（ブロック塀等の除却工事又は軽量なフェンス等の新設工事（除却工事と併せて行う工事に限る。以下同じ。）の施工について当該ブロック塀等の所有者の承諾が得られる者）をいう。

(5) 補助事業者 ブロック塀等の除却工事又は軽量なフェンス等の新設工事で、本事業の補助金交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を行う者をいう。

(6) 補助対象経費 補助事業を行うためにかかる費用をいう。

(7) 事前調査 市が実施する平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等の点検チェックポイント」に相当するブロック塀等の現地における調査及

びこれと同等と市長が認める調査をいう。

(補助対象工事)

第3条 ブロック塀等の除却工事の補助金交付の対象は、原則として、道路等からの高さ(ブロック塀

等の下に基礎や擁壁がある場合は、それらの高さを含む)が1メートル以上のブロック塀等の全部を除却する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等は補助金交付の対象から除く。

- (1) 従前にこの要綱による補助金の交付を受けたブロック塀等と同一敷地にあるもの
- (2) 従前に国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を受けたもの
- (3) 国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を受けようとするもの

2 軽量なフェンス等の新設工事の補助金交付の対象は、法第42条第1項に規定する道路に面するブロック塀等を軽量なフェンス等に改善する工事とする。ただし、法第42条第1項に規定する道路以外の道路等に面するブロック塀等に係る工事に関しても、市長が特に必要と認める場合は対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、事前調査で補助対象の回答を受けた所有者等とする。ただし、次の各号に掲げる者(市長が特に必要と認める者を除く。)を除く。

- (1) 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(平成28年12月横浜市条例第62号)に基づく補助金交付の対象となる者及び横浜市狭あい道路(2項道路)拡幅整備要綱に基づく助成金交付の対象となる者
- (2) 市税(延滞金を含む)を滞納している者

(補助金の額)

第5条 本事業に基づく補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、除却工事、新設工事それぞれで、次のいずれかのうち最も小さい額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額とする。

(1) 除却工事

- ア 補助対象経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)に10分の9を乗じて得た額
- イ 補助対象となるブロック塀等の長さ(小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。以下同じ。)1メートルあたり13,000円を乗じて得た額
- ウ 補助対象となる除却するブロック塀等の長さが10メートル未満の場合は300,000円、10メートル以上20メートル未満の場合は400,000円、20メートル以上の場合には500,000

円

(2) 新設工事

ア 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）に2分の1を乗じて得た額

イ 補助対象となる軽量なフェンス等の長さ1メートルあたり37,000円（新たに独立基礎もしくは布基礎等を施工する場合。それ以外の場合は、18,000円）をそれぞれ乗じて得た額。ただし、生垣等については、長さ1メートルあたり13,000円を乗じて得た額

ウ 補助対象となる除却するブロック塀等の長さが10メートル未満の場合は300,000円から除却工事の補助額を引いた額、10メートル以上20メートル未満の場合は400,000円から除却工事の補助額を引いた額、20メートル以上の場合は500,000円から除却工事の補助額を引いた額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める場合は、補助金の額を別に定めることができる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事の契約前に、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。補助金の交付を受けようとする者が、申請手続き等を第三者に委任する場合は、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付申請書に委任状（第2号様式）を添えなければならない。

(1) 補助対象のブロック塀等の所有者等が複数人いる場合は、横浜市ブロック塀等改善事業関係権利者同意書（第3号様式）

(2) 2人以上の市内事業者から徴収した見積書（1件の工事請負金額が1,000,000円未満の場合は1人以上。）及び当該見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類

(3) 除却工事の施工範囲を明示した図面等

(4) 除却後に軽量なフェンス等を設置するものにあつては、整備計画図及び仕様書等

(5) 所有者等全員の横浜市ブロック塀等改善事業納税状況調査同意書（第4号様式）

(6) 申請を行う者の横浜市ブロック塀等改善事業誓約書（第5号様式）

(7) 現況のブロック塀等の状況が分かる写真

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請を行う者は、申請が本人の意思であることを確認する資料として、申請者の氏名と住所が確認できる本人確認書類を提示しなければならない。

3 第1項に規定する申請を行った者は、次条第1項に規定する補助金の交付決定を受ける前に補助対象工事の実施に係る施工事業者との契約の締結及び工事の着手をしてはならない。

4 第1項に規定する申請を行った者が、次条第1項に規定する補助金の交付決定を受ける前に

当該申請を取り止める場合は、当該年度の2月末日までに横浜市ブロック塀等改善事業取止届(第6号様式)(以下「取止届」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、当該補助金の交付を決定し、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付決定通知書(第7号様式)(以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、次の各号により補助金の交付をしないことと決定したときは、申請者に対し、速やかにその旨を横浜市ブロック塀等改善事業補助金不交付決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(1) 第1項の審査及び調査等の結果、補助事業の目的及び内容が不適正であると認められる場合

(2) 前条第1項に規定する申請を行った年度の2月末日において、第1項に規定する交付決定を受けておらず、かつ、前条第4項に規定する取止届が提出されない場合

4 市長は、補助事業者が市に提出した見積書のうち、見積額が最も低い見積書で補助金額を算定することとする。

5 補助事業者は、市に提出した見積書に記載されている補助対象工事の実施に係る施工事業者のうち、見積額が最も低い見積書を提出した施工事業者と契約することとする。

6 前2項の規定にかかわらず、市長が認める場合にはこの限りではない。

(変更等に対する承認等)

第8条 補助事業者は、前条第1項の補助金交付決定後に補助事業の内容を変更するとき(補助対象工事の実施に係る施工事業者の変更を除く)は、あらかじめ横浜市ブロック塀等改善事業補助金変更交付申請書(第9号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号を除く交付決定された事業目的を変更しない範囲の変更を行う場合は、第14条第1項に規定する横浜市ブロック塀等改善事業完了報告書の提出までに速やかに補助金交付申請変更報告書(第10号様式)に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の額が増額するとき

(2) 申請者が変わるとき

(変更等の交付の通知)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請が適当であると認めるときは、横浜市ブロック塀等改善事業補助金変更交付決定通知書(第 11 号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止、廃止又は補助対象工事の実施に係る施工事業者を変更しようとする場合は、横浜市ブロック塀等改善事業取下届(第 12 号様式)に交付決定通知書を添えて当該年度の最終開庁日までに、市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定による取下届の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第 11 条 補助事業者は、法令、条例、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(状況報告)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者に対して報告を求めることができる。

(補助事業の遂行等の指示)

第 13 条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業をすべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

(事業完了報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに横浜市ブロック塀等改善事業完了報告書(第 13 号様式)(以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添え、市長へ提出しなければならない。

- (1) 請求書又は領収書の写し
- (2) 契約書の写し
- (3) 補助事業の施工前、施工中及び施工後における遠景及び近景の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の完了報告書は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度

の最終開庁日までに提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

3 第1項の完了報告書が、当該年度の最終開庁日までに提出がなかった場合は、市長は第7条第1項に規定する補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条の完了報告書が提出された場合は、速やかに提出された書類の審査及び補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、横浜市ブロック塀等改善事業補助金額確定通知書(第14号様式)(以下「額確定通知書」という。)により、補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業が補助の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示するものとする。

(補助金交付の請求)

第17条 補助事業者は、第15条に定める額確定通知書の受領後に、補助金の交付を受けようとする場合、横浜市ブロック塀等改善事業補助金請求書(第15号様式)に額確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、当該取消しに係る部分について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 第8条の規定に違反したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(4) 補助対象工事がこの要綱、国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を既に受けていたとき又は国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を受けようとするとき

(5) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付決定取消通知書(第16号様式)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（入札又は見積の徴収）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る工事の請負契約を行う場合は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。第6条及び本条において同じ。）により入札を行い、又は1人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

2 前項の規定に関わらず、1件の金額が1,000,000円以上となる工事の請負を行う場合は、2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了から5年を経過するまでの期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理を怠らなければならない。

（関係書類の整備）

第22条 補助事業者等は、補助事業等に係る一切の書類を10年間保存しておかなければならない。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 30 年 10 月 3 日建建防第 2284 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 4 日から施行し、平成 34 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日建建防第 5657 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 34 年 3 月 31 日をもって廃止する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に事前調査を実施した者は、第 6 条に規定する補助金交付申請については、この要綱の施行日から 1 年間は、この要綱の改正前の横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱に基づく様式を使用することができるものとする。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日建建防第 4902 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止する。

（経過措置）

- 2 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針（平成 26 年 3 月制定）において対策地域、重点対策地域として指定した地域で、令和 2 年 3 月 31 日までに事前調査を実施し、かつ、令和 2 年 9 月 30 日までに第 6 条第 1 項で規定する補助金交付申請をした補助事業者に対しては、第 5 条第 1 号（ウ）及び同条第 2 号（ウ）の 300,000 円を対策地域は 500,000 円、重点対策地域は 1,000,000 円とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日建建防第 5056 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日建建防第 4561 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日建建防第 4093 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

横浜市ブロック塀等改善事業
補助金交付申請書

年 月 日

横浜市長

住所
申請者 氏名
(法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名)
電話

横浜市ブロック塀等改善事業について、補助金の交付を受けたいので、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

交付申請額 (千円未満切捨て)	交付申請額 ¥ . - 交付決定額は交付申請額と異なる場合があります。			
申請者の種別	所有者 管理者			
ブロック塀等の所在地				
補助事業の内容 (フェンスの新設も申請する場合はチェックする。)	<input checked="" type="checkbox"/> ブロック塀等の除却			
	<table border="1"> <tr> <td>軽量なフェンス等の新設</td> <td>基礎の新設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既存基礎の利用</td> </tr> </table>	軽量なフェンス等の新設	基礎の新設	
軽量なフェンス等の新設	基礎の新設			
	既存基礎の利用			
添付書類	関係権利者同意書 (所有者が複数の場合のみ) 見積書の写し (市内事業者が作成したもの。100 万円を超える場合は 2 人以上。) 見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類 (法人登記や有資格者名簿等) 除却工事の施工範囲を明示した図面等 (現場調査報告書等に明示したもの等) 整備計画図、仕様書等 (除却後に軽量なフェンス等を設置する場合のみ) 納税状況調査同意書 (所有者が複数の場合は全員分) 誓約書 現況のブロック塀等の状況が分かる写真 その他市長が必要と認める書類			
提示資料	申請者の本人確認資料 (運転免許証、保険証等) 郵送等による場合はその写しを提出。写しは確認後、破棄します。			

・ 職員記入欄 ・ ・ ・ ・ ・

事務担当 :	技術担当 :	受 領 日
補助金台帳 No.	事前相談 No.	
除却する長さ :		
新設する長さ :	(基礎新設・既存基礎・生垣)	
本人確認資料 :	(運転免許証・保険証・)	

横浜市ブロック塀等改善事業
委任状

年 月 日

横浜市長

私は、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱に基づく申請手続き等を、
次の者に委任します。

(委任者)住所

氏名

(法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名)

(受任者)住所

(電話)

氏名

(法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名)

横浜市ブロック塀等改善事業
関係権利者同意書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名）

私が次の所在地に所有するブロック塀等について、申請者が横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、補助金の交付申請手続き及び工事等を行うことに同意します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	
ブロック塀等の所在地		

（備考）自署した場合は押印を省略することができます。

横浜市ブロック塀等改善事業
納税状況調査同意書

年 月 日

横浜市長

住 所

（法人の場合は、本店の所在地を記載）

フリガナ

氏 名

（法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名）

生年月日

年 月 日生

（法人の場合は不要）

私は、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、私が納税義務者である横浜市税のうち、次の税目の納税状況（延滞金を含む）について調査することに同意します。（法人で市内に拠点がある場合は別紙も記載）

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 固定資産税（償却資産）
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税
- 6 事業所税

第 4 号別紙（第 6 条第 1 項）

市内の拠点名	市内の拠点所在地

横浜市ブロック塀等改善事業

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

(申請者)

住 所

氏 名

(法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名)

私は、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者(補助対象のブロック塀等の申請者以外の所有者等、補助対象工事の実施に係る施工業者等)とトラブルが発生したときは、私が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に横浜市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

横浜市ブロック塀等改善事業
取 止 届

年 月 日

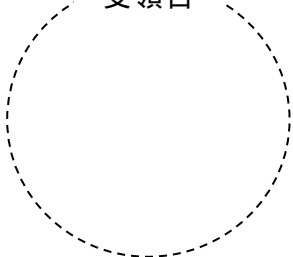
横浜市長

住 所
申請者 氏 名
（法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名）
電 話

年 月 日に申請した補助事業について、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり申請手続きを取り止めます。

ブロック塀等の所在地	
取 止 の 理 由	

受領日



第 00 0 号
年 月 日
CB

横浜市ブロック塀等改善事業
補助金交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付申請書について、審査した結果、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を決定しましたので、通知します。

<p>交 付 予 定 金 額</p>	<p>¥ . -</p> <p>【内訳】</p> <p>ブロック塀等の除却工事 ¥ . -</p> <p>軽量なフェンス等の新設工事 ¥ . -</p>
<p>ブロック塀等の所在地</p>	
<p>交 付 の 条 件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象工事が横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱、国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を既に受けていたとき又は国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を受けようとするときは、この交付決定を取り消す場合がある。 2 市税の滞納及び滞納に伴う延滞金がある場合は、この交付決定を取り消す場合がある。 3 市に提出した見積書に記載されている補助対象工事の実施に係る施工事業者のうち、見積額が最も低い見積書を提出した施工事業者と契約すること。 4 横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項に規定する変更を行う場合は、市長に申請し、承認を得ること。 5 横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項に規定する中止、廃止又は補助対象工事の実施に係る施工事業者を変更する場合は、市長に取下届(第 12 号様式)を提出すること。 6 補助事業完了後、速やかに完了報告書(第 13 号様式)に必要書類を添えて、提出すること。 7 その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年 第 月 号 日

横浜市ブロック塀等改善事業
補助金不交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付申請書について、審査した結果、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので、通知します。

ブロック塀等の所在地	
不交付決定の理由	

横浜市ブロック塀等改善事業
補助金変更交付申請書

年 月 日

横浜市長

住 所

申請者 氏 名

（法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名）

電 話

年 月 日 第 号により交付の決定を受けた補助事業について、申請の内容を変更したいので、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

変更の内容	交付申請額の変更 交付申請額 ￥ .- 交付決定額は交付申請額と異なる場合があります 申請者の変更 その他の変更 〔 〕
変更の理由	
添付書類	変更の内容が分かる書類 交付申請額の変更の場合は、見積書が必要です。

職員記入欄

事務担当：	技術担当：	受 領 日
補助金台帳 No.	事前相談 No.	
除却する長さ：		
新設する長さ：	（ 基礎新設・既存基礎・生垣 ）	

横浜市ブロック塀等改善事業
補助金交付申請変更報告書

年 月 日

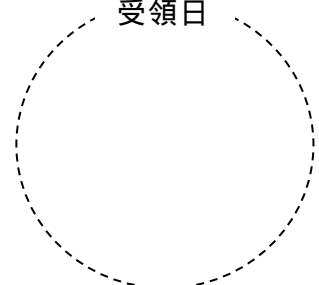
横浜市長

住 所
申請者 氏 名
(法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名)
電 話

年 月 日 第 号により交付の決定を受けた補助事業について、当該決定に係る補助金交付申請の内容に軽微な変更が生じたので、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、必要書類を添えて報告します。

ブロック塀等の所在地	
変 更 内 容	
添 付 書 類	変更の内容が分かる書類

受領日



第 00 0 号
年 月 日
CB

横浜市ブロック塀等改善事業
補助金変更交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日 第 号により交付の決定を受けた補助事業
について、審査した結果、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 9 条
の規定に基づき、次のとおり変更することを決定したので、通知します。

<p>交付予定金額</p>	<p>¥ . -</p> <p>【内訳】</p> <p>ブロック塀等の除却工事 ¥ . -</p> <p>軽量なフェンス等の新設工事 ¥ . -</p>
<p>ブロック塀等の所在地</p>	
<p>交付の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象工事が横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱、国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を既に受けていたとき又は国又は本市を含む地方公共団体等からの補助金又は助成金等の交付を受けようとするときは、この交付決定を取り消す場合がある。 2 市税の滞納及び滞納に伴う延滞金がある場合は、この交付決定を取り消す場合がある。 3 市に提出した見積書に記載されている補助対象工事の実施に係る施工事業者のうち、見積額が最も低い見積書を提出した施工事業者と契約すること。 4 横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項に規定する変更を行う場合は、市長に申請し、承認を得ること。 5 横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項に規定する中止、廃止又は補助対象工事の実施に係る施工事業者を変更する場合は、市長に取下届(第 12 号様式)を提出すること。 6 補助事業完了後、速やかに完了報告書(第 13 号様式)に必要書類を添えて、提出すること。 7 その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

横浜市ブロック塀等改善事業
取 下 届

年 月 日

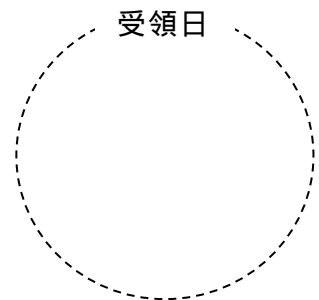
横浜市長

住 所
申請者 氏 名
（法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名）
電 話

交付の決定を受けた補助事業について、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり廃止（中止）したいので、取り下げます。

交付決定を受けた年月日 及び番号	年 月 日 第 号
取 下 の 理 由	
添 付 書 類	補助金交付決定通知書

受領日



横浜市ブロック塀等改善事業
完了報告書

年 月 日

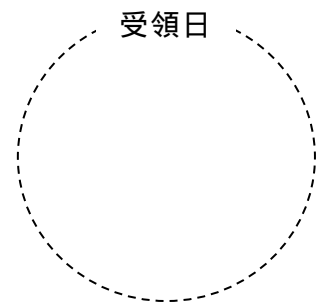
横浜市長

住所
申請者 氏名
(法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名)
電話

交付の決定を受けた補助事業が完了したので、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

ブロック塀等の所在地	
工事費用(税込み)	¥ .-
工事完了日	年 月 日
補助金交付決定 通知書番号 補助金の変更交付決定を受けている場合は最新の補助金変更交付決定書番号	年 月 日 第 号
添付書類	請求書又は領収書の写し 契約書の写し 施工前、施工中及び施工後における遠景及び近景の写真 その他市長が必要と認めた書類

受領日



第 00 0 号
年 月 日
CB

横浜市ブロック塀等改善事業
補助金額確定通知書

様

横浜市長

2 年 月 日に提出された横浜市ブロック塀等改善事業完了報告書について、内容を審査した結果、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 15 条に基づき、次のとおり補助金額を確定しましたので、通知します。

交付確定金額	¥ . - 【内訳】 ブロック塀等の除却工事 ¥ . - 軽量なフェンス等の新設工事 ¥ . -
ブロック塀等の所在地	

横浜市ブロック塀等改善事業

補助金請求書

年 月 日

横浜市長

〒

住所

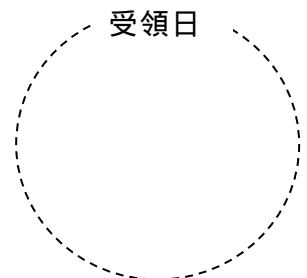
氏名

(法人の場合は、法人名・代表者の役職及び氏名)

横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、補助金を次のとおり請求します。

請 求 額	¥							-
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名		銀行 金庫 組合			支店		
	口座の種類		普通 ・ 当座					
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義人							
補助金額確定通知書番号	年 月 日		第		号			
添 付 書 類	補助金額確定通知書の写し							

受領日



年 第 月 号
日

横浜市ブロック塀等改善事業
補助金交付決定取消通知書

様

横浜市長

補助金の交付決定を取り消しましたので、横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

交付決定の年月日及び番号	年 月 日 第 号
取 消 の 理 由	